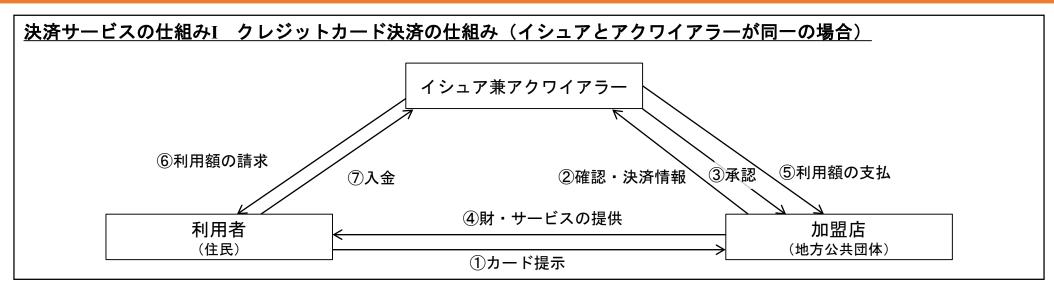
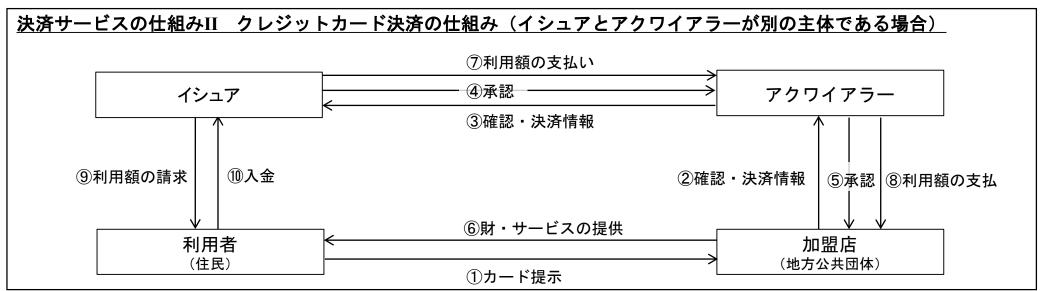
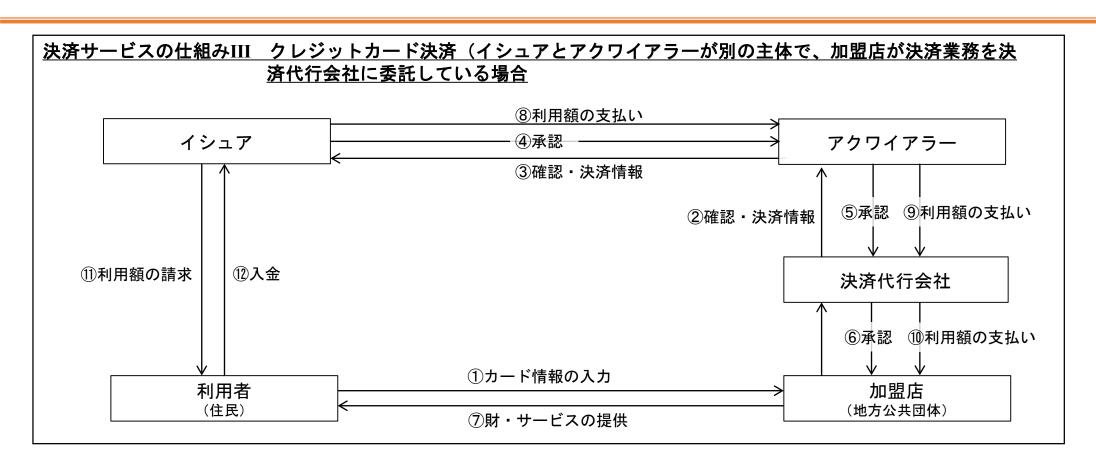
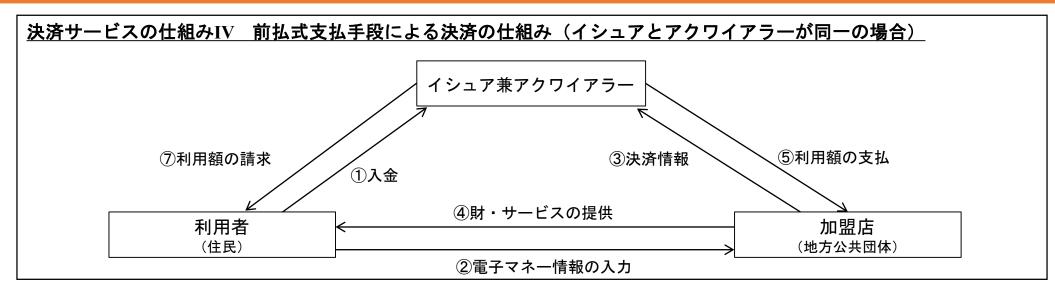
指定代理納付者制度の運用の例

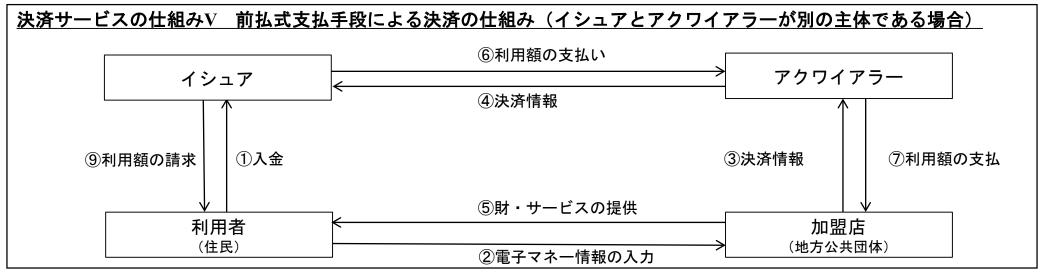
決済サービスの仕組みの例











- ※1 前払式支払手段とは、資金決済法(平成21年法律第59号)第3条に規定する前払式支払手段を用いた決済をいい、いわゆるプリペイド型電子マネーが該当。※2 いわゆるポストペイ型の電子マネー決済については、クレジットカード決済と同様に、イシュア及びアクワイアラが割賦販売法(昭和36年法律第159)の適用を受け、同
- ※2 いわゆるポストペイ型の電子マネー決済については、クレジットカード決済と同様に、イシュア及びアクワイアラが割賦販売法(昭和36年法律第159)の適用を受け、同胞第30条に規定する包括信用購入あつせん業者又は同法第30条の17の2に規定するクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録をすることとなり、クレジットカード決済と同様のスキームで決済。
- ※3 ポイントを利用する場合、決済の仕組みⅣでは⑦、決済の仕組みⅤでは⑨の利用額の請求時に利用ポイント分を引いて請求。

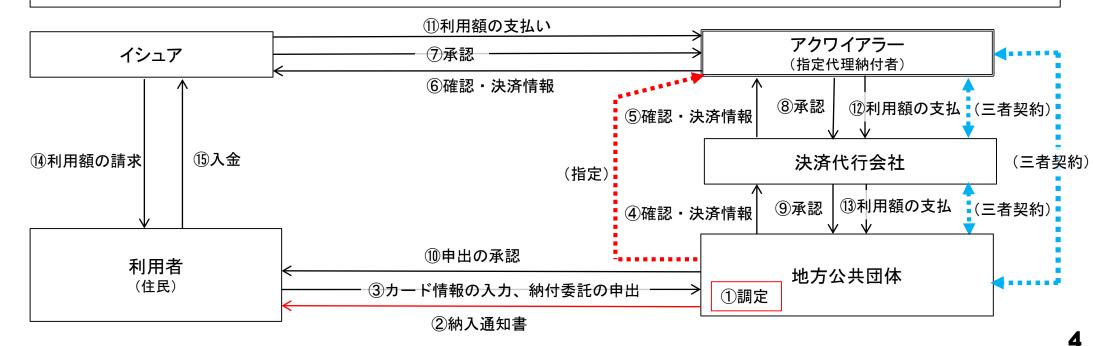
指定代理納付者制度による納付の例(1)

I 自動車税をクレジットカード支払としている場合

【アクワイアラーを指定代理納付者として指定し、アクワイアラー、決済代行会社と三者契約を締結している例】

未納等のリスクに関する契約事項

- 地方公共団体は、決済代行業者及びアクワイアラーの帳簿等を検査することができる。
- ・ アクワイアラー又は決済代行業者の責に帰すべき事由により、地方公共団体への支払額に不足が生じた場合、三者で協議の上、ア クワイアラーが地方公共団体に不足額を払い込む。
- ・ アクワイアラーが地方公共団体(決済代行会社)に⑪の前に立替払(⑫、⑬)をした場合に、利用者のクレジットカード不正利用や、イシュアが利用者から利用額を回収する前にイシュアが倒産する等の理由により、アクワイアラーがイシュアから利用額を回収できない場合、地方公共団体はアクワイアラーに対して収納金を還付する。
- 他の当事者の契約違反で損害を受けた場合、違反した当事者に対して損害賠償を請求できる。
- 契約書に定めのない事項は、アクワイアラー、決済代行会社、地方公共団体がその都度協議して定める。



指定代理納付者制度による納付の例②

■ ふるさと納税をクレジットカード支払としている場合【地方公共団体が決済代行会社を指定代理納付者として指定し、契約を締結している例】

未納等のリスクに関する契約事項

- ・ 利用者が寄附金の支払をしたにも関わらず、地方公共団体に支払が行われず、税金の控除等を受けられなかった場合、地方公共団体が利用者に寄附金相当額を返還する。
- ・ 地方公共団体及び指定代理納付者は、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被ったときは、相手方に対し、当該損害のうち通常生ずべき損害の賠償を請求することができる。
- ・ 災害等やむを得ない事由、指定代理納付者の責によらない通信機器の障害等により決済が不能となった場合、地方公共団体又は寄 附者に生じた損害について、指定代理納付者は責任を負わない。

